

訴えの提起前における証拠収集処分の実践的な活用方法

弁護士
中條秀和 Hidekazu Nakajo

I 低迷する利用状況

平成15年民事訴訟法改正（平成15年法律第108号。平成16年4月1日施行）により導入された訴えの提起前における証拠収集処分について、導入後早20年が経過しているが利用状況は低迷を続けている。最高裁判所の「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書」によれば、制度導入直後の平成17年には320件の新受件数があったが、それをピークにその後は減少し続け、令和4年は52件にとどまっている¹。語弊を恐れずに言えば、おそらく実務家（弁護士）の中でも一度も利用したことがない、それどころか利用を検討したことすらないというのが大半ではないかと思われる（法律で制定されている以上、制度の存在すら知らないというのは一応論外ということになるか）。

その理由については、周知の不十分、提訴予告通知への懸念、制裁がないこと、手続の密行性がないことなどが指摘されている²。これら指摘には実務家ならではの相応な理由がある

が、だから利用しないと結論づけるのは簡単な話であって、利点があるのであれば最大限にそれを引き出す工夫を考えてもよいのではないかと思う。

II 訴えの提起前における証拠収集処分の利点

訴えの提起前における証拠収集処分の利点は何かといえば、文字通り、訴えの提起前に自身（依頼者）の手元にない証拠を入手できること、その発令に裁判所が関与することである。任意の交渉では出てこなかった情報、弁護士会照会をしても回答が得られなかった情報も裁判所からの命令というプレッシャーにより入手できる可能性が広がるといえる³。

これに対しては、専門訴訟や企業を相手とする消費者訴訟のような特殊な場合を除き（ただし、これら専門訴訟、消費者訴訟においても利用は低調である）、一般的な事件では、依頼者の手持ち資料や弁護士会照会等により入手できる情報の範囲で提訴に支障をきたすことはほとんどなく、提訴前予告通知や訴えの提起前にお

1 裁判の迅速化に係る検証に関する報告書（第10回）令和5年7月28日公表・資料5

2 河村基予「提訴前の情報及び証拠の収集制度に関する基礎的考察」日本大学法科大学院「法務研究」18号（2021年）51頁、小林秀之＝群馬弁護士会編「証拠収集の現状と民事訴訟の未来」（悠々社、2017年）30頁、156頁、166頁、加藤新太郎編『民事事実認定と立証活動 第I巻』（判例タイムズ社、2009年）226頁、商事法務研究会「証拠収集手続の拡充等を中心とした民事訴訟法制の見直しのための研究会」研究会資料10

3 裁判官からは、「要件としては、例えばみずから収集することが困難であると認められるときとの関係で、一方当事者からの囑託では答えられないが、裁判所からの求めであれば応じますという例は多いだろうと予測されます。」という意見もある（大森文彦ほか「座談会 民事訴訟の新展開 [下]」判タ1155号35頁（齋藤発言））。